

主な記事

- 第2面 第5回通常理事会、吉田建流審が講演
- 第3面 共済制度運営委員会、若手経営者が思うこと
- 第4面 太田国交大臣、自民党に新年のあいさつ

# 全中建だより

一般社団法人  
**全国中小建設業協会**  
 編集発行人 土志田 領司  
 〒104-0041 東京都中央区新富2-4-5  
 URL <http://www.zenchuken.or.jp/>  
 電話 03(5542)0331(代表) F A X 03(5542)0332



毛利局長に要望書を手渡す松井会長

当日はまず、昨年10月から11月にかけて全国9カ所で行った会員協会との意見交換会の内容について報告・要望した。このうち予算関連では、発注の平準化を求め、長期安定的な公共事業の実施を求めた。自治体の入札契約制度については、市発注の「4〜7月にかけて仕事が多い」といった発注時期の偏在がみられると感じているとの会員企業アンケート結果も踏まえ、歩切りの撤廃を求めた。積算、歩掛り関係では、昨年から全国の自治体に広がる「施工パッケージ積算方式」について、「地方の小規模模範工事に不利」との声があがっており、見直しを求めた。あわせて、入札契約制度では、見直しを求めた。あわせて、入札契約制度では、見直しを求めた。

全中建の松井守夫会長、小野徹、豊田剛、土志田領司の各副会長は2月19日、国土交通省の毛利信一土地・建設産業局長、吉田光市建設流通政策審議官、青木由行建設業課長を訪ね、全中建が開いた地方の声を聞く意見交換会に出た要望・意見や適切な賃金確保策に関する活動状況を報告するとともに、発注の平準化や歩切り撤廃、歩掛りの見直しなどを要望した。

「適正利益が確保できれば従業員の給料を引き上げられる」とし、適正利益が確保できる入札契約制度や積算方式を求めることも、自治体への周知徹底などを要望した。これらの全中建の要望に対して毛利局長は「発注者が地域の実情に応じて、多様な入札契約方式が採用できるようにする一方、地方整備局ごとに、受発注者が共同して、円滑な施工を阻害するボトルネックを調査して対応策を検討する場を設けるなど改善に努めていきたい」と回答した。

なお、全中建では平成26年度も7月から12月にかけて、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州地区の会員協会と意見交換し、市町村での発注の現状や会員企業の意見を聞く予定だ。

## 意見交換会での要望・意見、賃金確保策について報告

## 毛利局長ら国交省幹部に松井会長、副会長

# 発注平準化、歩切り撤廃を要望

### ①公共事業予算の確保など

長期的な見通しが立てば、人材の確保、機械の購入など設備投資に対する意欲が湧き、同時に建設業の魅力の再発見にもつながると考えられるので、長期間にわたる安定的な予算の確保を図ってほしい／公共事業費はまず当初予算で確保し、補正予算で追加するようにしてほしい／国土強靱化の施策に期待している／毎年4月から7月にかけて仕事がなく、空白期になっている。発注の平準化を確保してほしい

### ②入札契約制度の改善

C、Dランクの工事を増やし、このランクの工事では指名競争入札を採用してほしい／総合評価方式は受注実績のない業者にとって不利な扱いになっている。新規の業者でも参加意欲がもてるように運用の見直しを図ってほしい／最低制限価格制度の基準価格を95%以上に引き上げてほしい／予定価格以下でないと落札できない制度のもとで、設計労務単価100%の賃金

## 意見交換会での会員からの要望・意見

を支払うことは不可能である。この制度のもとで下請業者が社会保険に加入すると経営が成り立たなくなる実態がある／適切な価格での契約ができないと、適切な賃金の支払いはできない。若い人も入職してこない／予定価格の上限拘束制を撤廃しないと適正な利益が得られない／適正な利益が確保できれば従業員の給料を引き上げ、地元にも貢献できる

### ③積算、歩掛り関係

作業員の高齢化が進むとともに、多能工が増加して作業効率が落ちているので、歩掛りを改正してほしい／大規模工事で採用されている歩掛りを小規模の工事にも適用しているため採算のとれない工事になっている／昨年10月から採用された施工パッケージ積算方式は地方に不利な方式になっているので、見直しが必要である／現場の実態に合わない設計・積算が行われ、

そのしわ寄せが施工にきて採算を悪化させている。適正な工期を望む／発注者から、建築工事は市場単価を採用しているの、今回の労務単価の引き上げは全く反映しないといわれた。建築工事は厳しい対応となっている／労賃や資材価格の上げ足が速いので、年に3〜4回の積算単価の見直しを実施してほしい

### ④歩切り

市町村では5〜10%、ひどいところでは20%もの歩切りを行っており、それが技能労働者の賃金引き上げ、社会保険加入の阻害要因になっている／補助事業に比べ、単独事業での歩切りが高率で行われる傾向が強い／情報公開を利用して、金額入りの設計図書を手すれば、歩切り、設計ミスがわかる／首長に「歩切り(5%)は法律違反の行為」といったら歩切りをやめた

### ⑤その他

補正予算の工事が降雪やがれき処理などで中断を余儀なくされ、翌年度末までに完了しないケースがある。事故繰越への適切な対応を講じてほしい／確認検査のために工事が中断され、それにともない工期が延長になり、利益が圧縮される要因になっている。確認検査がスムーズに行われるように配慮してほしい／検査時の提出書類の簡素化を図ってほしい／会員の減少をまず止めること、あわせて増加に努めて組織強化を図る

## 公共事業の推進をサポートし、地域社会の創造に貢献する

**西日本建設業保証株式会社**  
 WEST JAPAN CONSTRUCTION SURETY CO.,LTD.  
 〒550-0012 大阪市西区立売堀2-1-2(建設交流館) 電話 06(6543)2553

支店/東京・名古屋・大阪・滋賀・京都・奈良・和歌山・兵庫・鳥取・島根・岡山・広島・山口・香川・徳島・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

# 意見交換会の結果報告

## 第5回通常理事会

### 災害補償制度を拡充へ

平成25年度第5回通常理事会が1月24日、東京の八重洲富士屋ホテルで開催され、①中小建設業者災害補償制度の拡充を決めたほか、②公共工事の適切な執行に関する意見交換会の結果、③建設労働者への若年技能取得促進、④25年度全中建陳情活動などについて報告が行われた。議事の内容、国交省の吉田光市建設流通政策審議官が「最近の建設業界をめぐる諸情勢」をテーマに講演を行った(下の記事参照)。

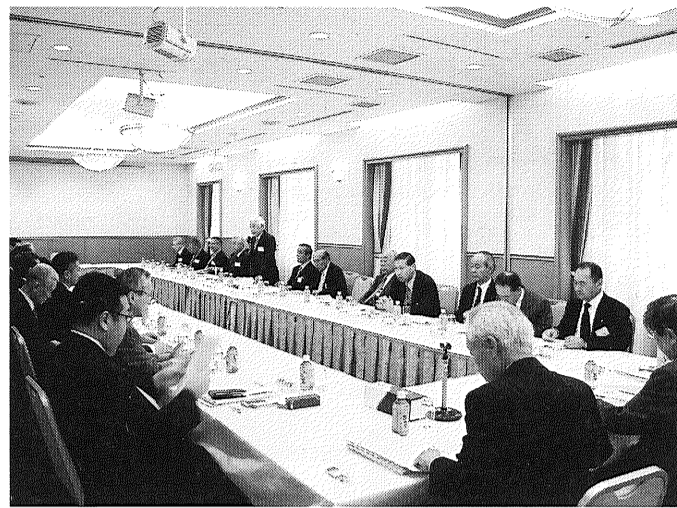
議事に先立ち、松井会長は「明るい気分が新年を迎えられたと思う。国交省や自民党に要望したことが着実に解決されたこと、建設業は十数年にわたって事業量の減少に苦しんできたが、昨年に境に右肩上がりに流れが確実に変わっていると。しかし、急に仕事が増えようという対応が難しい。作業員が少ない、発注側の職員も少なく、予算が付けられない状況にあるが、しっかりと対応していけば、明るい見通しがもてるようになる」とあいさつした。

中小建設業者災害補償制度については、同日先だって開かれた共済制度運営委員会での検討を受けて(3面参照)、新たに「施設賠償」と「生産賠償」を加えた「賠償制度総合」として運用すること提案し、了承された。松井会長は「会として実施していくので、会員にはぜひ加入してほしい」と要請した。

公共工事の適切な執行に関する意見交換会については、伊川専務理事が「注目の職員も少なく、企業の技能者の適切な賃金確保への対応状況に関するアンケート調査結果の概要を説明した後、各地の懇談結果を報告した。全中建として初めて開いた意見交換会は、10月17日の八戸建設業協会を皮切りに12月18日の全中建広島支部まで全国9地区で開催した(概要は1月1日号既報)。各地の意見交換会では、地方からさまざまな意見や要望が出たが、理事会ではその要旨が報告された。

建設業団体における若年技能労働者の入職・定着への取り組みの促進は、昨年末に国交省と厚労省から受けた要請内容を報告した。

25年度補正予算に、新たに「地域人づくり事業」の創設が盛り込まれ、その中で「建設業における若年者の入職促進、人材育成を支援する事業」が



実施される。この事業は、建設業における若年者の入職促進、人材育成を支援するため、建設業団体と会員企業による共同実施が目的。1年間雇用し、実習などを行う場合には200万円と研修費50万円の250万円が補助される。

この制度が活用されるよう会員に周知してほしいというのが両省の要請。伊川専務理事は、活用を希望する場合は窓口になっている都道府県の労働局に相談してほしいと語った。

ついで、25年度これまで行った建議・陳情活動について報告した。最後に経産省の中小企業政策審議会の委員を務める小野副会長が、建設業や製造業の従業員20人以下の小企業を振興するための基本法を制定する動きがあることを紹介した。また、香川県中小建設業協会から「現場打撃物の積算方法による価格差の改善」と「経費率の見直し」への取り組みの要望が出され、土木委員会が対応することとした。

国交省の吉田光市建設流通政策審議官が1月24日の通常理事会で行った「最近の建設業界をめぐる諸情勢」についての講演の要旨は次のとおり。



吉田建流審

吉田光市 市建流審が講演

## 工夫こらした事業を執行 再生に向けた足取り築ける年に

品確法改正の法案骨子が昨年末に密接に関連する建設業法、入札法の改正も行う。品確法の改正は、公共工事の品質確保に加え、中長期的な担い手確保への配慮を柱としている。災害に

5年ぶりに建設業行政担当に戻って、いま強く感じているのは、人の問題が難しくなっているということだ。1つは現場の担い手である技能労働者の確保、もう1つは地域の担い手である地場の建設業者の問題である。この担い手確保の体制を固めないと、将来の建設業にとどまらず、日本全体にとってもたいへんことになる

共事業を増やしても執行できないのではないか、供給力に応じて投資を減らしてもいいのではないのか、という指摘が財務省からあったが、これに対しては長期的な見通しに立った予算の確保こそが必要と回答した。当初予算に加え、国交省には1兆円の補正予算がある

歩切りにしては、根絶に向けて再度要請していく。取り組みの鈍いところには個別に指導する。スライド条項は手続きが煩雑だという意見があるので、見直しを含めて対応を考えていく。

仕事が増えたと技術者不足が起きるが、その対応として地域の実情を加味しながら発注ロットの大規模化を図る。1人の技術者が複数の仕事を同時に手がけることなどは、被災地ですでに実施している主任技術者の兼任要件を5キロメートルから10キロメートルに緩和する。

企業が受注計画を立てられるように、県と市のトータル発注見通しを示すようにする。

24年度補正予算の工事の発注が遅れ、地域によっては災害の発生で今年度内の消化が難しく、事故繰越が問題になっているが、財務省と連携して対応していく。

建設業の担い手確保策として、労働単価の引き上げ、社会保険未加入対策などの就労環境の整備と加入対策などの改革、教育訓練機能の強化に取り組んでいる。さらに建設産業活性化会議を設置して業界、行政、学界が一体となって話し合っていく。

建設業の改正では、業種区分の見直しを数年前から検討しているが、解体工事については、「とび・土工」から分離する方向で整理したいと考えている。

平成25年度版 **工事歩掛要覧** (土木編①)

平成25年9月発行  
経済調査会積算研究会 編  
B5判 1,830頁  
定価12,000円(本体11,429円+税)

主要目次

- 第I編 総則
- 第II編 共通
- ①土工
- ②共通工
- ③掘削工
- ④基礎工
- ⑤矢板工
- ⑥コンクリート工
- ⑦仮設工
- 第III編 河川
- ①河川海岸工
- ②河川維持工
- ③砂防工
- ④地すべり防止工
- 第IV編 道路
- ①道路舗装工
- ②道路付属施設工
- ③道路維持修繕工
- ④橋梁等維持修繕工
- ⑤共同溝工
- ⑥トンネル工
- ⑦道路除雪工
- ⑧橋梁工
- 基礎資料編
- 参考歩掛編

平成25年度版 **工事歩掛要覧** (土木編②)

平成25年9月発行  
経済調査会積算研究会 編  
B5判 1,160頁  
定価11,000円(本体10,476円+税)

主要目次

- 第I編 総則
- 第II編 公園緑地工事
- 第III編 下水道工事
- 第IV編 電気通信設備工事
- 第V編 港湾工事
- 第VI編 空港工事
- 第VII編 土地改良工事
- 第VIII編 森林整備工事
- 第IX編 上下水道工事
- 第X編 計算実例集
- 基礎資料編

ご要望の多かった資料を中心にさらに拡充!!

## Web建設物価

無料体験受付中!

詳しくは <http://www.web-ken.jp/>

■月刊「建設物価」を超えた情報量!  
■Web限定情報を追加収録!  
■バックナンバー10年分!  
■必要な情報を正確に探せる検索機能!  
■必要な情報をリスト化!  
■地図情報を活用して業務効率化!

標準版 50,400円(税込)【年間利用料/1契約】  
簡易版 37,200円(税込)【年間利用料/1契約】  
単月版 5,250円(税込)【月間利用料/1契約】

技術的なお問合せはコチラ TEL: 03-3663-5170

一般財団法人 建設物価調査会 ☎0120-978-599

共済制度運営委

# 全中建災害補償制度を拡充

## 新たに施設賠償と生産物賠償

平成25年度第2回共済制度運営委員会(岡野三郎委員長)が1月24日、東京の八重洲富士屋ホテルで開催され、副委員長に伊貝英治氏(愛知)を選んだあと、中小建設業者災害補償制度(総合)の立ち上げと土木工事保険、建築工事保険の新設について検討した。

全中建の「中小建設業者災害補償制度」は、従業員の業務上または通勤途上の災害における労災の上乗せ補償と、工事中に発生した事故によって第三者に及ぼした損害を補償する請負賠償の2つの制度で運営している。

このため、同日の委員会では、この保険を担当する三井住友海上火災保険が加入促進策として、賠償と生産物賠償を加えた「中小建設業者賠償制度(総合)」の立ち上げを提案した。

施設賠償は、施設(事務所、倉庫、資材置き場など)の管理不備により第三者に与えた損害を補償する保険。倉庫が倒壊して第三者の家屋に被害を及ぼした損害などの補償を行う。

また、生産物賠償は、工事成り引き渡し後、たけ入れ、この総合保険をとえば側壁のタイルが剥離して第三者に損害を与えた場合など、施工者の責任が明確な場合に無期限で損害を補償するもの。また、全中建災害補償制度として、新たに土木工事保険と建築工事保険を導入する方向で、三井住友海上火災保険と東京海上日動火災保険の両社にプランを提示させ、両社から導入するプランの説明を受けた。



1964年開催の東京オリンピックから今年で半世紀。開催の20年前まで東京は焼け野原であった。日本の復興を国際社会にアピールするために、何としても成功させ

若手経営者が思うこと

また、戦後、荒廃した国土の中で、他の産業に先駆けて動き出したのが、建設現場においては、

## 公共工事再参入は別途検討を 小規模企業支援のあり方で

### 小野副会長

全中建の小野副会長は2月21日に開かれた中小企業政策審議会(経産大臣の諮問機関)で、政府の小規模企業支援(対象は建設業の場合、従業員20人以下)について「市場退出した企業の再

参入を容易に認める支援はダンピングを拡大しかねない。公共工事に携わる企業の支援は別に考えるべき」と要望した。これに対して経産省は「公共工事の施策については国交省と連携していく」と答えた。

同審議会では、これまでの中小企業の中でも規模が大きい企業への支援にとどまらず、後は小規模企業の振興に力点を置いた施策の展開を行う報告書を了承した。今後、経産省は「小規模企業振興基本法」の制定と必要性を明記(このうち、小規模企業が地域で持続的に成長するために、廃業しても新たに起業や創業ができるような環境整備が盛り込まれた。

ただ、小野副会長は、破綻しても、のれんを引き継いで新たな会社としてスタートしたり、負債を切り離して再スタートを切るなどの企業への支援策について「支援策そのものには反対しないが、少なくとも、このような企業は公共工事へ再参入させないことを考えるべき」と要望した。

### 国交・総務両省が要請

国交省と総務省は1月24日、公共工事の発注者に対して、歩切り排除の徹底を求める文書を通じた。両省は歩切りの有無を確認するため、入契法に

## 魅力あふれる建設業へ!

中村土建 代表取締役副社長 渡邊 幸雄

建設業である。自らの再いわれる3K、劣悪な労働条件、低賃金、低学歴が30%を占めるといった高年齢の問題。また、入職者数は二十数年の間に5分の1まで激減している。今後の業界に対する危機感非常に深刻な問題であり、緊急の子供から大人まで魅力あふれる建設業を伝えることに周知の事実となつていく。

それでも、就労者の現状を見ると、55歳以上の最大の責務であると考えている。中小企業であるわれわれの最大の責務であると考えている。東京オリンピックから50年。先人が築きあげた建設業を一度見直してみたい。若者に「夢」を希望「やりがい」を与え、な問題であり、緊急の子供から大人まで魅力あふれる建設業を伝えることに周知の事実となつていく。

国交省は1月21日、中央建設業審議会・社会資本整備審議会の基本問題小委員会を開き、インフラの品質確保とその担い手確保に関する当面講じべき施策をとりまとめた。多様な入札契約方式の導入などこれまで議論された内容に加え、公共工事の元請や1次下請からの社会保険未加入企業の排除や、施工体制台帳の提出を義務づけていた下請金額の要件撤廃などを盛り込んだ。「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法)や

## 公共工事から保険未加入排除 施工体制台帳の提出拡大

国交省

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(入契法)、建設業法の改正などを検討しながら、施策を実現していく。社会保険未加入対策については、平成29年度をめどに事業者単位での許可業者の社会保険加入率100%を目指すとした。目標を達成するため、取り組みを加速化させる。今後の施策の方向性として、公共工事の施工に社会保険未加入企業が関係する案件を撤廃して幅広い工事で作成・提出を求めること、台帳に記載している社会保険の加入状況をチェックし、対策の強化につなげる。

会員のための福祉制度

### 全中建災害共済制度

安い掛金で大きな保障が得られ、24時間保障です。

○例えば、次のようなケースで実際に入院給付金をお支払いしております。

- (例) ・自転車で転んでケガをして入院した。
- ・自宅で作業中に誤って指をケガして入院した。
- ・学校の運動会で転倒して入院した。
- ・休日に歩行中、オートバイに接触しケガをして入院した。

本制度のお問い合わせは全中建事務局まで。 TEL.03-5542-0331

**朝日生命**

全中建会員企業の皆様へ

### 中小建設業者災害補償制度

へのご加入をおすすめします

新制度「第三者賠償責任保険[総合]」を発足しました<2014.4~>

現在、全国で多数の会員企業の皆様が加入されており、「不測の事故時の会社経営安定」と「従業員の福利厚生の一環」として大変役立っております。

- 大きな割引が適用されます。(本制度最大のメリットです。)
- 法定外労災補償保険(労働災害総合保険) : 約70.3%割引
- 第三者賠償責任保険(請負業者賠償責任保険) : 約30~50%割引
- 法定外労災補償保険は「経営事項審査」の加点評価になります。

**MS&AD 三井住友海上火災保険株式会社**

# 太田国交大臣、自民党に新年のあいさつ

全中建の松井守夫会長、小野徹、岡野三郎、豊田剛、土志田領司、後藤文好の各副会長は1月17日、太田昭宏大臣ら国土交通省の幹部、自由民主党の高村正彦副総裁、竹下巨組織運動本部長、佐藤信秋参院議員を訪ね、新年のあいさつを行った。

当日は平成26年度予算のゆくえや建設業の最近の状況などについて意見交換したほか、中小建設業の立場から、入札契約制度などに関する要望を行った。

松井会長、副会長

左から高村副総裁、竹下本部長、佐藤議員



## 自治体に趣旨徹底を

### 品確法改正で意見表明

全中建の松井会長は、2月7日に開かれた自民党の「公共工事品質確保に関する議員連盟公共工事契約適正化委員会法制化プロジェクトチーム（座長・佐藤信秋参院議員）」に出席し、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）改正の方向性案について意見を表明した。

松井会長は、品確法の改正を待ち望んでいたと述べて、「われわれ中小建設業は自治体の受注が多いことから、自治

体に品確法の趣旨が正しく伝わるよう、周知の徹底を願いたい。多様な入

札契約制度の導入や適正な価格や工期が守られ、経営のゆとりが、適正な賃金が支払われ、技能労働者の生活水準も向上し、若年者の入職にもつながり、建設業の将来に希望がもてる。中小建設業が生き残り、その役割を果たしているよう指導を願った。

国交省は、平成24年度補正予算計上事業の執行で事故繰越を活用するよう発注者や建設業団体へ周知した。今年度に明許繰越したものの工期内に完了しない工事も多いとみられることから、国交省では、財務省にも協議

しており、円滑な施工確保のためにも事故繰越の活用を働きかけていく。国交省は1月21日付で、直轄工事の発注機関と都道府県に事故繰越や明許繰越の活用について事務連絡を発送した。それを受けて中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）も、独立行政法人や高速道路会社など関係機関と地方公契連、都道府県公契連に同様の内容を通知した。24年度補正予算に盛り込んだ事業の工期延長に対応するための事故繰越と、25年度予算の事業の明許繰越について、年度内に完了しないと見込まれる工事での活用を財務局と協議するよう要請した。

国交省は、平成24年度補正予算計上事業の執行で事故繰越を活用するよう発注者や建設業団体へ周知した。今年度に明許繰越したものの工期内に完了しない工事も多いとみられることから、国交省では、財務省にも協議

## 労務単価2月から引き上げ

### 4月比で全国平均7.1%

国交省は1月30日、2月1日から適用する公共工事設計労務単価を公表した。

全職種の平均値で、昨年4月から適用した単価の7.1%の引き上げとなり、平成24年度の単価と比較すると23.2%の増加となった。また、東日本大震災の被災3県は、昨年4月の単価から8.4%引き上げ、24年度の単価からは31.2%の増加になる。

今回の引き上げは、労務費の上昇傾向がみられることから、実勢価格を適切に反映させるために

## 新労務単価で特例措置

### 既契約工事などへの適用

国交省は、2月1日付で地方整備局や関係発注機関に通知した。この措置は、新単価適用工事と旧単価で発注された案件との格差を可能

な限り少なくするために講じるもので、対策の柱は、①インフレスライド

は、適用日時時点で契約済み案件が対象になる。適用条件は受発注者で協議を始める基準日から2カ月以上の残工事があること、出来高部分に相当する請負額と変更後の金額の差が1%を超える場

合としている。工事量の確認は、数量総括表に基

点を以て入札済みだが、契約を締結していない案件が対象。その場合、旧単価で契約したうえで、新単価にもとづいて契約変更す

るが、変更額は当初の落札率を採用して決める。また、適用日時時点で入札公告はしているが、入

ついでには、これまで搬入月ごとの数量、材料単価を把握するため、受注者に納品書や領収書などの証明書類のとりまとめと提出を求めているが、これらの書類提出を不要とし、簡素化を図る。

## 間接費に「復興係数」

### 予定価格約10%引き上げ

国交省は2月1日に仙台市で開催された復興加

速化会議で、東日本大震災の被災3県で実施されるすべての土木工事に、

は6.8%上昇する見込み。これにより、予定価格は約10%引き上げ

2月1日から適用される新労務単価の上昇分を合わせると、10%程度の引き上げになる。

同省は2月契約分から直轄工事に復興係数を導入するとともに、3県と

市町村にも通知し、その適用を促す予定。また、単品スライドにし、簡素化を図る。

全中建本部の行事予定

3月18日(火) 「通常理事会」「協議委員会」

4月8日(火) 「広報委員会」

6月9日(月) 「通常理事会」「総会」「全中建設立50周年記念式典」

「コートヤード・リゾート」

銀座東武ホテル

経営状況分析のご申請は実績と信頼の経験豊富なスタッフが懇切丁寧にお応えいたします。

消費税率引き上げに伴う経営状況手数料の改定について

今般、平成26年4月1日の消費税率引き上げに伴い、政府の打ち出している「消費税率の円滑かつ適正な転嫁」に沿って、下記の通り経営状況分析手数料を改定させていただきましたことになりました。

何卒、ご理解いただき、経営状況分析のご申請につきましては、当財団をご利用くださいますようお願い申し上げます。

1. 新旧分析手数料

電子申請	現料金 12,000円(基本料金11,429円、消費税等571円)
新料金	12,340円(基本料金11,426円、消費税等914円)
郵送申請	現料金 13,500円(基本料金12,858円、消費税等642円)
新料金	13,880円(基本料金12,852円、消費税等1,028円)

※改定料金は、電子申請、郵送申請ともに現行の基本料金に消費税等8%相当をプラスした金額から、10円未満を切り捨てて設定しております。(基本料金の値上げは行っておりません。)

2. 料金改定の時期 平成26年4月1日受付分より

無料ソフト「CIIC分析パック」

経営状況分析申請書・財務諸表を簡単作成！  
ホームページからダウンロード！会員登録不要！

「CIIC許可・経営申請パック」  
建設業許可・経営事項審査の申請書類作成  
「CIIC経営アンサー」  
経営事項審査の審査点確認

電子申請で分析手数料割引

「CIIC分析パック」で簡単申請！

3営業日以内に結果通知書発行

※確認、照会を要する場合はお時間をいただくことがあります。

CIIC 登録経営状況分析機関 登録番号 1 一般財団法人建設業情報管理センター

http://www.ciic.or.jp

東日本支部	03-3544-6903	西日本支部	06-6767-2801
■北海道・東北地区	03-3544-6901	■近畿地区	06-6767-2802
■関東地区	03-3544-6902	■中国・四国地区	06-6767-2803
■中部・北陸地区	011-222-2688	■九州・沖縄地区	092-483-2841
■北海道事務所		■九州事務所	